



介護保険 (介護長寿課 介護保険担当 227-6066)

本格的な高齢化社会を迎えた今、介護は誰もが直面する問題になりつつあります。介護保険制度は、日常生活で介護などが必要な状態になっても、本人はもちろん家族も安心して生活できるようつくられた制度です。

介護保険について

■加入する方

第1号被保険者
65歳以上の人

第2号被保険者
40歳から64歳までの医療保険に加入している人

■保険料の支払い

原則として老齢年金からの天引きです。

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

■保険料の納め方

第1号被保険者は、原則、老齢年金などから天引きする方法(特別徴収)になりますが、他市町村から転入された人、65歳になった人は、対象者であっても一定期間年金からの天引きはできませんので、納付書により直接納入する方法(普通徴収)になります。

第1号被保険者の介護保険料について

所得に応じて下記の9段階に分けられます。
(平成24年4月1日現在)

| 段階 | 区分 | 基準に対し | 月額保険料 | |
|----|--|----------------------|--------|--------|
| 第1 | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 | × 0.50 | 2,800円 | |
| 第2 | 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が | 80万円以下の人 | × 0.50 | 2,800円 |
| 第3 | | 80万円を超える人 | × 0.75 | 4,200円 |
| 第4 | 本人が市民税非課税(同一世帯内に市民税課税者がいる)で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が | 80万円以下の人 | × 0.87 | 4,872円 |
| 第5 | | 80万円を超える人 | 基準額 | 5,600円 |
| 第6 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が | 125万円未満の人 | × 1.12 | 6,272円 |
| 第7 | | 125万円以上 190万円未満の人 | × 1.25 | 7,000円 |
| 第8 | | 190万円以上 500万円未満の人 | × 1.50 | 8,400円 |
| 第9 | | 500万円以上の人 | × 1.75 | 9,800円 |

※ 介護保険料は、今後予想される介護サービスと地域支援事業の費用をもとに算出した基準額に基づいており、各市町村で3年に一度見直しされます

介護保険のサービスを利用するには

■サービス利用が初めての人

訪問介護や通所介護、住宅改修などのサービスを利用したい場合は、申請書など(※)を提出します。介護が必要であるという「認定」を受ける必要があります。

※申請時に必要なもの①申請書②介護保険被保険者証③健康保険被保険者証(第2号被保険者のみ)

申請をすると、訪問調査や主治医の意見書をもとに、「介護認定審査会」で介護を必要とする度合いが判定され、認定結果が通知されます。

・要支援1~2、要介護1~5と認定された人は介護保険サービスを利用できます。



■転入前の他市町村で認定を受けていた場合

他市町村で認定を受けている人が転入する場合、元の市町村で発行される受給資格証明書を添付して、転入日から14日以内に申請することにより元の市町村での要介護度を継続することができます。この転入者継続による本市での認定有効期間は、原則として転入時から6カ月です。

■利用料の負担

介護保険サービスを利用したときは、原則としてかかった費用の1割を負担することになります。また、施設に入った場合には、費用の1割のほかに食費、住居費も自己負担となります。

高額介護サービス費

同じ月内に利用したサービスの1割の利用者負担の合計額が上限額を超えた場合、超えた分が高額介護サービス費として支給されます。支給対象になるときは、市から案内通知を送付します。

高額医療合算介護(介護予防)サービス費

介護保険と医療保険の両方の上限額を適用した後、世帯内で両制度の1年間の自己負担合計額が一定の負担限度額を超えた場合、超えた分が支給されます。

食費と居住費(滞在費)の減額

ショートステイ、介護保険施設入所(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)を利用するとき、市民税非課税世帯に属する人は、食費と居住費(滞在費)が本人の利用者負担段階に応じて軽減されます。

介護保険サービス利用料助成

市民税非課税世帯の要支援または要介護の人が居宅介護サービスを利用した場合、限度額内で利用料の25%(単年度2万円上限)、身体障害者手帳1・2級所持者は50%(単年度3万円上限)を助成します。

介護サービス上乗せ助成

市民税非課税世帯の要介護3以上の人が支給限度額以上に居宅介護サービスを利用した場合、年度内合計利用料20万円を限度に、利用料の90%を助成します。



通所介護 詳細MAP4図 B-2

自分らしさを一緒に見つけてみませんか?

石川県指定・介護保険事業所
デイサービスセンター **茜**

当センターは親しみやすいデイサービスです。一人ひとりの個性を活かし、自分らしさを大事にしているよう考えております。そして、昼食はお刺身・天ぷら等に舌鼓。ぜひ一度見学に来てみませんか?ひょうきんなスタッフがお待ちするかもしれませんよ。
【運営】有限会社ヒューマニティ

■野々市市白山町11-4 (のっぴバス「野々市消防署」バス停より徒歩4分)
■TEL:076-294-1007 ■FAX:076-294-1239
■受付時間/9:30~15:45(延長あり)
■定休日/日曜、年末年始

通所介護 詳細MAP4図 B-2

笑顔こぼれる まごころのサービス

憩いの生活空間 **そよ風**
デイサービス

皆さまの自由を重んじ、ゆったり空間の中で心身をリフレッシュして頂いております。無料体験会を開催しています。お気軽にご連絡ください。
また、ご家族に代わって、暮らしのお手伝いサービスをさせていただきます。ちょっとしたお手伝いから、家事や介護のお手伝いまで、お困りことがございましたら、ご相談くださいますよう宜しくお願いします。
【運営】株式会社デー・アイ

■野々市市白山町1-39 (加賀白山バス「菅原町」バス停より徒歩5分)
■TEL:076-218-7666 ■FAX:076-218-4787
■営業時間/8:45~17:45 ■定休日/日曜・祝日、8/13~15、12/30~1/3
■URL:http://nakagen.co.jp
■E-mail:soyokaze@nakagen.co.jp

福祉 詳細MAP4図 B-1

あなたの笑顔のためにお手伝いします

石川県医療在宅ケア事業団
野々市訪問看護ステーション

医療的ケアを要する方、生活リハビリを要する方、難病の方や自宅での看取りを希望される方などに対し、主治医やケアマネージャーと連絡をとりながら、安心して療養生活を送れるよう支援してまいります。

■野々市市本町4-8-7 (北鉄バス「太平寺」バス停より徒歩5分)
■TEL:076-248-8707
■FAX:076-248-8750
■営業時間/8:30~17:15
■定休日/土曜・日曜・祝日、年末年始

介護・福祉 詳細MAP1図 E-3

社会福祉法人やすらぎ福祉会
特別養護老人ホーム
やすらぎホーム

■やすらぎホーム(ショートステイ、配食サービス)
■デイサービスセンターやすらぎ TEL:076-269-1977
■居宅介護支援事業所やすらぎ TEL:076-269-0859
■訪問看護ステーションあい TEL:076-269-0581
■ヘルパーステーションやすらぎ TEL:076-269-0581

■金沢市上荒屋1-39 (北鉄バス「やすらぎホーム前」バス停より徒歩1分)
■TEL:076-269-0808 ■FAX:076-269-2004
■受付時間/9:00~17:00 ■定休日/日曜・祝日、12/30~1/3
■URL:http://www.yasuragi39.com
■E-mail:yasuru@yasuragi39.com